

舞鶴市自動体外式除細動器（AED）貸出し取扱基準

（目的）

第1条 この取扱基準は、本市で開催される各種イベント等において、参加者が心停止状態に陥った際の救急救命活動に備えるため、主催する団体等へ自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸出すことにより、救命率の向上を図り、安全で安心なまちづくりを一層推進することを目的とする。

（貸出機器）

第2条 この取扱基準により貸出す機器は、舞鶴市保健センター（健康づくり課）が管理する貸出用AED（1台）とする。

（対象イベント等）

第3条 AEDの貸出対象となるイベントは、市内で開催され、市民を含む複数の者（おおむね10名以上）が参加するスポーツ競技その他の各種イベント、講習会等とする。

（対象団体等）

第4条 AEDの貸出しを受ける対象者は、前条に定めるイベントを主催する団体の代表者（以下「借受者」という。）とする。

（貸出の要件）

第5条 当該イベントの開催期間中、次のいずれかの者が会場に配置されていなければならない。

- （1） 医師等の医療従事者
- （2） 舞鶴市消防本部が行うAEDを使用した普通救命講習、又は同等の心肺蘇生法講習を修了している者

（貸出期間及び台数）

第6条 AEDの貸出期間は、当該イベントの開催期間及びその前後の期間で最長7日とし、貸出し台数は1イベントにつき1台とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合はこの限りではない。

（貸出の申請）

第7条 借受者は、原則として貸出しを受けようとする日の3ヵ月前から2週間前の日までに舞鶴市自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（貸出の承認・決定）

第8条 市長は、借受者から前条の申請を受理したときは、これを審査し、舞鶴市自動体外式除細動器（AED）貸出結果通知書（第2号様式）により貸出し決定の通知をするものとする。この場合において、当該イベントの開催初日の属する月の前月の10日（その日が休日にあたる場合は、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までに、重複する期間に複数（2件以上）の申請があった場合には、抽選の方法により貸出しの承認・不承認を決定す

る。その日後の申請については、申込順により承認・不承認を決定するものとする。

(貸出等)

第9条 借受者は、舞鶴市保健センター（健康づくり課）へ来所し、AEDが正常作動する状態であることを確認して借り受けるものとする。

2 借受者がAEDを返却するときは、舞鶴市保健センター（健康づくり課）へ来所して点検を受けて返却するものとする。

(貸出中の管理)

第10条 借受者は、AEDを常に良好な状態で保管するとともに、機器の特殊性に配慮した管理に努めること。また、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) AEDは、取扱説明書によって適切に使用すること。
- (2) AEDを処分、又は目的外に使用しないこと。
- (3) AEDを転貸、又は譲渡しないこと。
- (4) AEDの盗難防止に努めること。

(実績報告)

第11条 借受者は、AEDを返却する際に、舞鶴市自動体外式除細動器（AED）使用実績報告書（第3号様式）を提出しなければならない。

(経費)

第12条 AEDの貸出しは、無償とする。

(損害の賠償)

第13条 故意又は過失によってAEDを亡失し、破損又は消耗させた場合には、借受者は速やかに舞鶴市自動体外式除細動器（AED）亡失等届出書（第4号様式）を市長に提出するとともに、AEDを原状に復し、又はその相当額を弁償しなければならない。

(返還)

第14条 市長は、次の各号に該当するときは、第6条の規定にかかわらず、利用者からAEDを返還させることができる。

- (1) 借受者がAEDを使用しなくなったとき。
- (2) 借受者が本基準に違反したとき。
- (3) 市長が特に必要と認めたとき。

(損害賠償責任)

第15条 市長は、AEDの誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

附則

この取扱基準は、平成20年2月29日から施行する。

この取扱基準は、平成27年4月1日から施行する。

この取扱基準は、平成28年4月1日から施行する。

この取扱基準は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

舞鶴市自動体外式除細動器（AED）貸出申請書

年 月 日

（あて先） 舞鶴市長

住所

団体名

代表者氏名

電話番号

舞鶴市自動体外式除細動器（AED）貸出し取扱基準第7条に基づき、AEDの貸出しを受けたいので、下記のとおり申請します。

| | | |
|---------------------|--|------|
| イベント等の名称 | | |
| 開催期間 | 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） | |
| イベント等の概要と 参加予定人員 | [参加予定人数] _____名 | |
| 開催場所 | | |
| 資格者（※1） | 医師・看護師・保健師・救命救急士・講習修了者（いずれかに○） | 資格確認 |
| | 氏名 | |
| 貸出期間 | 貸出希望日： 年 月 日（ ） 返却予定日： 年 月 日（ ） _____日間 | |
| 連絡先 | 住所 氏名 電話番号 | |

※1 救命講習等の修了者については当該講習の修了証を持参してください。（コピー可）

第2号様式（第8条関係）

舞鶴市自動体外式除細動器（AED）貸出結果通知書

令和 年 月 日

様

舞鶴市長

（公 印 省 略）

舞鶴市自動体外式除細動器（AED）貸出し取扱基準第8条に基づき、令和 年 月 日付けで申請がありましたAEDの貸出しについて、次のとおり決定しましたので通知します。

| | |
|-----|-----|
| 承 認 | 不承認 |
|-----|-----|

〔承認の場合〕

| | |
|---------|----------------------------|
| イベント等名称 | |
| 開催場所 | |
| 貸出期間 | 令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）まで |
| 貸出AED番号 | |

（使用上の注意事項）

- 1 AEDを常に良好な状態で管理し、使用すること。
- 2 AEDを目的外に使用しないこと。
- 3 AEDを転貸、又は譲渡しないこと。
- 4 AEDの盗難防止に努めること。

※ AEDは、精密医療機器ですので大切に取扱ってください。また、故意又は、過失でAEDを紛失、破損等させたときは、弁償していただくことになります。

※ AEDの貸出し時には、本通知書と本人確認のできる書類（免許証、健康保険証など）を持参してください。

〔不承認の場合〕

| | |
|-----|--|
| 理 由 | |
|-----|--|

舞鶴市自動体外式除細動器（AED）使用実績報告書

年 月 日

（あて先）舞鶴市長

住所

団体名

代表者氏名

電話番号

舞鶴市自動体外式除細動器（AED）貸出し取扱基準第11条に基づき、先に貸出しを受けたAEDの使用実績について次のとおり報告します。

| | |
|--------------------|---|
| イベント等名称 | |
| 貸出期間 | 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで |
| 使用の有無 | 有 無 |
| 《使用した場合》 使用状況報告 | （使用日時、場所、当時の天候、使用された方の状況、使用した方の状況などをなるべく詳しく記載してください。） |

舞鶴市自動体外式除細動器（AED）亡失等届出書

年 月 日

（あて先）舞鶴市長

住所

団体名

代表者氏名

電話番号

舞鶴市自動体外式除細動器（AED）貸出し取扱基準第13条に基づき、以下のとおりAEDの亡失等を報告します。

| | |
|---------|-----------------------------|
| イベント等名称 | |
| 貸出期間 | 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで |
| 貸出AED番号 | |
| 亡失等の状況 | （盗難、紛失、損傷原因など具体的に記載してください。） |